

## Q & A 形式の解説資料（民法編）

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議

令和7年6月30日取りまとめ

令和7年8月27日改訂

令和8年1月14日改訂

令和8年3月23日改訂

令和8年4月22日改訂

## 目次

1	親の責務等（新民法第817条の12） .....	2
2	父母相互の人格尊重・協力義務（新民法第817条の12関係） .....	4
3	家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係） .....	8
4	親権の行使方法等（新民法第824条の2関係） .....	18
5	その他 .....	34

## 1 親の責務等（新民法第817条の12）

Q	A
<p>新民法において、子の意見表明権は明文化されたのか。</p>	<p>新民法第817条の12第1項は、父母が、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に程度に配慮してその子を養育しなければならない旨を規定している。新民法は、子の意見表明権を明示的には規定していないが、同項にいう「子の人格を尊重する」ことには、子の意見・意向等を適切な形で尊重するという趣旨が含まれている。</p>
<p>特定の事項について父母と子の意見が異なる場合には、父母は、「その子の人格を尊重」する観点から、子の意見と異なる行為をすることができないのか。</p>	<p>「子の人格を尊重」することは、父母が子の養育に当たって常に子の意向に沿う行為をすることではない。父母は「子の年齢及び発達に程度に配慮」し、子の利益の観点から必要な場合には、子の意向に反する監護に係る行為をすることができるし、子が自らの利益に反することが明らかなことをしようとするときには、その意向に反してでも制止する義務を負うこともある。ただし、その際には、子に対して、なぜ父母がそのような判断をするのかを伝えることが子の人格尊重の観点から望ましいこともあると考えられる。</p>
<p>どのような行為が父母の子に対する人格尊重義務に違反するか。</p>	<p>どのような場合に父母の子に対する人格尊重義務に違反したと評価されるかは、個別具体的な事情に即して判断されるべきであるが、一般論としては、次の各場合等には、個別具体的な事情によっては、父母の子に対する人格尊重義務に違反すると評価される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴行、脅迫、暴言等の子の心身に害悪を及ぼす言動をする場合</li> <li>○ 子の意見等にかかわらず、父母の一方が正当な理由なく子の居所を変更するなどする場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 父母間で親子交流の取決めがされたのに、子の意見等にかかわらず、父母の一方が正当な理由なくその実施を拒む場合</li> <li>○ 子の面前で他方の親に対して暴力を振るう場合</li> </ul>
<p>父母が子に対して負う「自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養」する義務（生活保持義務）はいつまで負うのか。</p>	<p>新民法第817条の12は、父母が生活保持義務を負うべき「子」の範囲を未成年の子に限定していないことから、その範囲は解釈に委ねられている。なお、現行法下では、大学生である成年の子については、未成年の子と同水準の養育費の支払いを命ずる裁判例もあったところであるが、改正法はこのような従前の解釈に直ちに影響を与えるものではない。</p>
<p>父母の一方が父母の子に対する人格尊重義務に違反した場合にはどのような効果が生ずるか。</p>	<p>父母の一方が父母の子に対する人格尊重義務に違反した場合には、親権者の指定又は変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性がある。</p>

## 2 父母相互の人格尊重・協力義務（新民法第817条の12関係）

Q	A
どのような行為が父母相互の人格尊重・協力義務に違反するか。	<p>どのような場合に父母相互の人格尊重・協力義務に違反したと評価されるかは、個別具体的な事情に即して判断されるべきであるが、一般論としては、次の各場合等には、個別具体的な事情によっては、父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 暴行、脅迫、暴言等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動や誹謗中傷、濫訴等をする場合</li><li>○ 親権者の一方による養育に対して、他の一方が不当な干渉をする場合</li><li>○ 父母双方が親権者である場合において、その一方が正当な理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどする場合</li><li>○ 父母の協議や家庭裁判所の調停・審判により親子交流についての定めがされたものの、父母の一方が正当な理由なくこれを履行しない場合</li><li>○ 父母の一方が、養育費や親子交流など、子の養育に関する事項についての協議を正当な理由なく一方的に拒否する場合</li><li>○ 子の面前で他方の親を誹謗中傷等する場合</li><li>○ 父母の一方が、正当な理由なく、子の監護に関する裁判所の判断に従わない場合</li></ul>

<p>単独親権者が、DV や虐待からの避難のために子とともに転居する場合であっても、他方の親に無断で子の住居を変更した場合には、父母相互の人格尊重・協力義務に違反することになるのか。</p>	<p>単独親権者が子の居所指定権を行使する場合でも、他方の親に対する人格尊重・協力義務に配慮する必要がある。しかし、DVや児童虐待から避難する必要がある場合には、他方の親に無断で子を転居させたとしても、それらの義務に違反するものではない。また、人格尊重・協力義務に違反するか否かについては、例えば、親権変更に関して主張された場合には、個別具体的な事情に基づいて総合的に判断されるべきものであり、改正法は、当事者の一方に対して何らかの立証責任を負わせているわけではない。したがって、そのような場面では、無断で子を転居させた場合に、DVや児童虐待の事実を立証しない限り、人格尊重・協力義務違反に当たると判断されるというものではないし、DVに関しては、加害者、被害者の双方がDVの認識を欠いている場合があることも勘案した上で、適切な判断がされることになると考えている。</p>
<p>子が被災した場合における子の安否や、子が病気になった際の体調等について、子と離れて暮らす親から子と同居する親に対して子の状況を問い合わせたにもかかわらず、これに応答しない場合には、父母相互の人格尊重・協力義務に違反するか。</p>	<p>いずれの親にとっても、被災時の子の安否や、子の健康状態に関する情報は重要である。したがって、父母相互の人格尊重・協力義務の観点からは、適切な情報提供も重要である。</p> <p>もっとも、この場合には、子と離れて暮らす親についても、人格尊重・協力義務の観点から、被災時や子が病気の時には様々な事情のために子と同居する親が直ちに返答することが困難な状況にあることも少なくないことを想定した対応が求められることになる。</p>

<p>父母間にDVがあった場合や、父母の一方から子に対する虐待があった場合等でも、父母は協力して子を養育しなければならないのか。</p>	<p>新民法817条の12は、人格尊重・協力義務を負う父母に文言上例外を設けていない。もっとも、DV、虐待等の事案における加害行為を行った親については、父母相互の人格尊重・協力義務、子の人格尊重義務に反しているといえ、そのような親との協力についてはおのずと限界がある。本条は、そのように父母が共同して親権を行使することが困難な場合にまで、できない協力を無理に強要するものではない。</p>
<p>暴言等が父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価されるかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか。</p>	<p>父母の一方の言動については、その父母の日頃のコミュニケーションの在り方、関係性の在り方、そのニュアンス、言動をした理由や背景事情等の様々な事情を踏まえて評価されるべきである。例えば、父母の一方が、他方に対し、繰り返し、誹謗中傷や人格を否定するような言動をしている場合には、父母が共同して親権を行うことを困難とさせるような父母相互の人格尊重・協力義務違反があると評価され得る。</p> <p>また、父母の一方が、SNSなどを通じて不特定多数の者に対し、他方が犯罪者であると一方的に主張する行為は、父母相互の人格尊重・協力義務に違反し得る行為である。</p>
<p>父母双方が親権者である場合において、子連れ別居が父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価されるかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか。</p>	<p>父母双方が親権者である場合において、その一方が正当な理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどの行為をしたときは、個別具体的な事情によっては、父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価される場合がある。この判断において考慮されるべき事情としては、当該行為の動機や経緯、別居前後の協議の有無や内容、子の年齢や子の意向のほか、従前の父母と子との関係や父と母との関係など、様々な事情が考えられる。</p> <p>DVからの避難のような急迫の事情があるときは、子を連れて転居等を行うこと自体がそれらの義務に違反することはない。人格尊重・協力義務に違反するか否かについては、例えば、親権変更に関して主張された場合には、個別具体的な事情に基づいて総合的に判断され</p>

	<p>るべきものであり、改正法は、当事者の一方に対して何らかの立証責任を負わせているわけではない。したがって、そのような場面では、無断で子を転居させた場合に、DVや児童虐待の事実を立証しない限り、人格尊重・協力義務違反に当たると判断されるというものではないし、DVに関しては、加害者、被害者の双方がDVの認識を欠いている場合があることも勘案した上で、適切な判断がされることになると考えている。</p>
<p>父母の一方が父母相互の人格尊重・協力義務等に違反した場合にはどのような効果が生ずるか。</p>	<p>父母の一方が父母相互の人格尊重・協力義務等に違反した場合には、親権者の指定又は変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性がある。</p>

### 3 家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係）

Q	A
<p>新民法第819条第7項は、父母双方を親権者とするか、その一方を親権者とするかについて、いずれかを原則とし、他方を例外として定めているのか。</p> <p>父母の一方を親権者とする旨の判断よりも、双方を親権者とする判断の方が認められやすいのか。</p>	<p>この法改正は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念に基づくものである。したがって、離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであり、新民法第819条も、このような考え方に沿ったものである。</p> <p>離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情によって判断されるものであるので、どちらが認められやすいということは一概にはいえないものと考えられる。</p>
<p>父母の双方を親権者とした場合には、子は父母双方の家を行ったり来たりして養育されることとなるのか。</p> <p>父母の双方を親権者とすることは、親子交流の頻度、養育費の額等に影響するのか。</p>	<p>父母の双方が親権を行使することとなった場合であっても、具体的な監護のあり方については別途、子の利益を最も優先して、協議等によって取決めをすることとなる。</p> <p>監護を分掌して子が双方の家で養育されることも、基本的に父母の一方の家で養育されることもあり得るが、いずれにしても、子の利益を最も優先して考慮して定めることとなる。また、親子交流や養育費の額についても、別途、同様に子の利益の観点から定められることとなる。</p>

<p>子が複数いる場合、単独親権か共同親権か、単独親権の場合に親権者を父母のいずれとするかは子ごとに決めることになるのか。裁判離婚の場合にも、子ごとに判断されることになるのか。</p>	<p>協議離婚と裁判離婚のいずれの場合であっても、夫婦の間に複数の未成年の子がいるときは、子ごとに親権者を決めることとなる。この場合には、それぞれの子ごとに、その子の利益の観点から判断されることとなるが、きょうだいを別々の養育環境に置くことが適切かという点も、その際の考慮要素となり得る。</p>
<p>離婚後の父母双方を親権者とすべきかその一方を親権者とすべきかについて、いずれの当事者も厳密な証明に至らず、裁判官が判断に迷った際には、どのような判断をすべきか（新民法第819条第7項各号の事由の有無は、いずれの当事者が立証責任を負わせる趣旨か。）。</p>	<p>新民法第819条第7項の規定は、当事者の一方に各考慮要素についての立証責任を負わせる趣旨のものではない。同項は、双方当事者とも自らの主張する事実を証明するに至らない場合について、裁判所がいずれの当事者の主張を採用すべきかについてのルールを定めるものではなく、裁判所は、子の利益の観点から最善の判断をすることが求められる。</p>
<p>家庭裁判所が離婚後の親権者の指定又は変更の裁判をするに当たり、当事者の意見や子の意見は考慮されるか。</p>	<p>新民法第819条第7項では、家庭裁判所が離婚後の親権者の指定又は変更の裁判をするに当たり、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととしている。これは、当事者の意見を考慮することや、子が意見を表明した場合にはその意見を適切な形で考慮することを含むものである。</p>
<p>DV・虐待のケースでは、必ず単独親権の定めをすることになるのか。</p> <p>新民法第819条第7項の第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合であっても、裁判所が単独親権の定めをすることはできるか。</p>	<p>新民法第819条第7項第1号の「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」又は同項第2号の「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、（親権者の指定等についての）協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」には、裁判所は、父母の一方を親権者と定めなければならない。同項第1号及び第2</p>

	<p>号は例示であるため、これに該当しない場合でも、裁判所は、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」は、単独親権者としなければならない。また、このような事情がない場合でも、裁判所は、子の利益のため、単独親権の定めをすることができる。</p>
<p>父母間に DV があるために裁判所が必ず単独親権の定めをしなければならない場合とは、身体的 DV がある場合に限られるのか。</p>	<p>新民法第 8 1 9 条第 7 項第 2 号は、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無のほか、父母間に協議が調わない理由その他の事情を考慮して、「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」に、裁判所が必ず単独親権としなければならないこととしている。したがって、身体的 DV だけでなく、精神的 DV、経済的 DV、性的 DV 等によって、父母が互いに話し合うことができないう状態にある場合等、親権の共同行使が困難な場合も、この要件に当てはまることがあると考えられる。</p>
<p>新民法第 8 1 9 条第 7 項各号の父又は母が子の心身に害悪を及ぼす「おそれ」や、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける「おそれ」の有無は、どのように判断するのか。</p>	<p>新民法第 8 1 9 条第 7 項第 1 号にいう父又は母が子の心身に害悪を及ぼす「おそれ」や、第 2 号にいう父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける「おそれ」とは、具体的な状況に照らし、そのような害悪や暴力等を及ぼす可能性があることを意味する。この「おそれ」については、裁判所において、個別の事案ごとに、それを基礎付ける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されて判断される。</p> <p>父母の一方が過去に虐待や DV をしたという事実は、今後の虐待等の「おそれ」を基礎付</p>

	<p>ける方向の重要な事実と認められ、それらの「おそれ」が肯定される方向に傾く大きな考慮要素となる。</p>
<p>DVや虐待を理由として単独親権の定めを求め るためには、医師による診断書等の客観的証拠が必 ず必要か。</p>	<p>新民法第819条第7項各号の「おそれ」の判断においては、個別の事案ごとに、それを 基礎づける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されることとなり、医 師の診断書のような、過去にDVや虐待があったことを裏付ける客観的な証拠の有無に限ら ず、諸般の状況が考慮されることになる。</p> <p>他方で、当事者が虐待やDVを主張したとしても、その主張が認められず、子の利益のため、 父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情が考慮された結果として、父母の 双方を親権者と定められることもあり得る。</p>

改正法において、父母の合意がない場合においても裁判所が父母双方を親権者とすることができることとされたのはなぜか。

高葛藤のケースや、父母の一方が相手方と「関わりたくない」「口も聞きたくない」などの感情的な主張をしたケースにおいては、単独親権の定めがされることとなるか。

離婚後の親権者の定めについて父母の協議が調わない場合に、裁判所が、離婚後の親権者を父母双方とするかその一方とするかは、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきである。父母の協議が調わない理由には様々なものが考えられるから、合意がないことのみをもって父母双方を親権者とすることを一律に許さないのは、かえって子の利益に反する結果となりかねない。そのため、新民法第819条第7項は、裁判所は、単独親権とするか共同親権とするかの判断に当たっては、子の利益のため、父母と子の関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮して実質的・総合的に判断すべきこととしている。この際には、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であるかという観点からも検討されることとなる。

また、裁判所の調停手続においては、父母の葛藤を低下させ、子の利益に目を向けてもらうための取組も実施されていると承知しており、高葛藤であったり、容易に合意ができない状態にありし父母であっても、調停手続の過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができる関係を築くことができるようになるケースもあり得ると想定される。そのため、父母の合意が調わないために裁判所における親権者指定の調停等の申立てがされた場合に、当初の段階から父母双方を親権者とする選択肢を一切除外するのではなく、子の利益の観点から最善の選択がされるよう、当事者の合意形成に向けた運用をすることは望ましいと考えられる。

他方で、父母が高葛藤であるケースにおいては、家庭裁判所における調停手続を経てもなお父母間の感情的な対立が大きく、父母が親権を共同して行うことが困難であると認められることがあると考えられるが、新民法第819条第7項は、そのようなケースにおいて裁判

	<p>所が親権の共同行使を強制することを意図するものではなく、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときには、必ず単独親権としなければならないとしている。</p>
--	--

<p>父母の合意がないにもかかわらず離婚後の父母双方を親権者とするのが子の利益のため望ましい場合としては、どのような場合が考えられるか。</p>	<p>父母の合意がなくても父母双方を親権者とするのが子の利益のために望ましい例としては、次のようなケースが該当し得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子と同居する親と子との関係が必ずしも良好ではないために、子と離れて暮らす親が親権者としてその養育に関与することによって子の精神的な安定が図られるケース</li> <li>○ 子と同居する親による子の養育に不安があり、関係機関による支援・関与に加え、子と離れて暮らす親の関与があった方が子の利益にかなうケース</li> <li>○ 父母間の感情的な問題と、親子関係とを切り分けることができる父母のケース</li> <li>○ 支援団体等を活用して子の養育について協力することを受け入れることができるケース</li> <li>○ 当初は高葛藤であったり、容易に合意ができない状態にありましたが、調停手続の過程等で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができる関係を築くことができるようになったケース</li> </ul>
<p>高葛藤であるケースにおいて、どのような場合に「父母が共同して親権を行うことが困難」と認められるか。</p>	<p>父母間に協議が調わない理由等の事情を考慮し、およそ共同して子の養育に関する意思決定を行うことが困難であるとみられる場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」に当たる。例えば、父母の一方が他の一方に対して、誹謗中傷や人格を否定する言動を繰り返しているような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」な場合に該当し得る。</p> <p>他方で、父母間に感情的な対立があったとしても、相互の人格を尊重し、子の養育のために最低限のやり取りが可能であるというケースもあり得る。そのような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」とまではいえず、父母と子との関係、父と母との関係その</p>

	他一切の事情を考慮し、父母の双方を親権者と定めるとの判断もあり得る。
親権者の変更の申立ては、どのような場合に認められるのか。また、その際に、どのような事情が考慮されるか。	子又はその親族は親権者変更の申立てをすることができ、その申立ては子の利益のため必要がある場合に認められる。裁判所の判断に当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。父母の一方が子の養育に関する責任をこれまで十分に果たしてきたかや、父母相互の人格尊重・協力義務を遵守してきたかも、考慮要素の一つであると考えられる。
協議、審判・調停によって離婚後共同親権となったが、その後に、子がそれ以前の虐待の事実を述べたり、一方の親が自身のDVの被害を話せるようになったりした場合には、単独親権者とする親権者変更の申立てをすることができるか。	親権者の変更の申立ては、子の利益のため必要がある場合に認められ、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情が考慮されることとなる。一度親権者を定めていた場合であっても、新たに前回親権者を定めた時より前の重要な事情が判明したときには、そのような事情も考慮され得る。
改正法の施行前に離婚をした父母は、父母の双方を親権者とするすることができるか。	改正法施行後は、それまでに離婚している父母も、父母の双方を親権者とするを含む親権者の変更の申立てをすることができ、裁判所は、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮して判断することとなる。 その際には、個別具体的な事情に即して、父母の一方が子の養育に関する責任をこれまで

	<p>十分に果たしてきたかや、父母相互の人格尊重・協力義務を遵守してきたかも考慮要素の一つとなると考えられる。</p>
<p>DV等を背景として、協議離婚において不適正な過程による合意によって親権者の定めがされた場合には、どのように対応するのか。</p>	<p>協議離婚の際に、DV等を背景とする不適正な過程による合意によって親権者の定めがされた場合には、子にとって不利益となるおそれがあるため、それを是正する必要がある。新民法第819条第8項は、親権者の変更の裁判において、家庭裁判所が父母の協議の経過その他の事情を考慮すべきことを明確化することとしている。この協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他方への暴力等の有無、調停又はADRの利用の有無等の事情をも勘案するものとされている。</p> <p>加えて、同条第7項は、親権者変更の場合においても、DV等の事情により父母が共同して親権を行うことが困難である場合には、必ず単独親権としなければならないこととしている。</p>
<p>親権者ではない親が、一定の収入があるにもかかわらず理由なく長年にわたって養育費の支払をこななかったような場合でも、共同親権への変更の申立てをした際に、そのような変更は認められるか。</p>	<p>親権者変更の判断において、親権者変更を求める親が養育費の支払のような子の養育に関する責任をこれまで十分に果たしてきたかは、重要な考慮要素の一つであると考えられる。したがって、親権者ではない親が本来であれば支払うべき養育費の支払を長期間にわたって合理的な理由もなく怠っていたという事情は、共同親権への親権者変更が認められない方向に大きく働く事情であると考えられる。</p>

<p>離婚後に共同親権と定めたものの、養育費の支払義務を負う親が養育費の支払をしない場合には、他方の親の単独親権への親権者変更の申立てをした際に、そのような変更は認められるか。</p>	<p>離婚後に共同親権と定めたものの、養育費の支払義務を負う親が養育費の支払をしない場合には、そのことのみによって、直ちに単独親権への親権者変更の申立てが認められるものではないが、養育費の支払がされなくなった事情によっては、他方の親の単独親権に変更することが相当であるとの判断がされる場合もあり得ると考えられる。</p>
<p>濫用的な親権者変更の申立てがされた場合には、どのような対応がされるか。</p>	<p>現行の家事事件手続法によれば、家事調停については、不当な目的でみだりに調停の申立てがされた場合には、調停手続をしないことによって事件を終了させることができるとされている。また、家事審判についても、家事審判の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきは、その申立書の写しを相手方に送付しないことができるとされている。親権者変更について濫用的な申立てがされた場合にも、こうした対応が可能である。</p>